

5. 提案ができる方とは

提案に必要な条件を満たした上で、都市計画の提案を行う方は、次のいずれかに該当しなければなりません。

土地所有者等：提案区域内の土地の所有権、または建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権もしくは借地権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く)を有する方。

まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、もしくは、まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして、都市計画法施行規則第13条の3に規定する団体。

6. 提案に必要な書類とは

都市計画提案書

計画説明書

総括図(1/25,000以上)・計画図(1/2,500以上)・計画書・公図の写し

土地所有者等および関係住民等への説明経緯調書

周辺環境等への影響検討調書

土地所有者等の同意を得たことを証明する書類

事前相談内容に関する回答の写し

周辺住民等への説明の経緯に関する書類

提案する資格を有することを証明する書類

公共施設等の管理者との事前協議書(都市計画法第34条第10号に該当する開発行為を行うために地区計画又は集落地区計画を定めることを目的として提案する場合)

7. 提案の提出先は

長崎市へ提案できる提案については、長崎市都市計画課にてお受けします。

本制度に関するお問い合わせ、まちづくりに関する要望・相談等お気軽にお尋ね下さい。

長崎市 都市計画部 都市計画課

Tel 095-825-5151 (代表)

〒850-8685

095-829-1169 (直通)

長崎市桜町2番22号

Fax 095-829-1168

ホームページアドレス <http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/toshikeikaku/index.html>

Eメールアドレス toshimasu@city.nagasaki.lg.jp